

07 投資信託・保険の窓口販売



銀行における投資信託の販売は、1997年12月、銀行の投資信託委託会社への店舗貸しという形で開始されました(店舗貸しは法改正が不要な先行措置)。

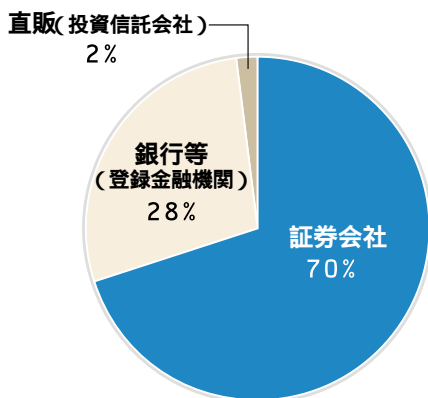
1998年12月には金融システム改革法が施行され、証券取引法上の登録金融機関において証券投資信託受益証券等の販売が可能になり、銀行等における投資信託の窓口販売がスタートしました。

その後も、長期保有を勧めるコンサルティング型のセールスが顧客に受け入れられたことなどにより、2002年末には投資信託の販売において銀行が28%のシェアを占めるまでになっています(図1)。

一方、銀行等における保険商品の販売については、2001年4月の内閣府令により一部が解禁され、主として損害保険関連の商品の販売が可能となりました。

2002年10月には対象商品が年金保険等にも広げられ、これまでのところ、販売は順調に拡大しています(図2)。2003年度中には、さらなる解禁について金融庁の検討結果が示され、措置がなされる予定です。

図1 投資信託の販売チャネル別シェア
(資産残高ベース、2002年末)



資料:株式会社投資信託協会

図2 銀行等による保険窓販が可能な商品

解禁時期	販売可能となった商品
2001年4月	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険(信用生命保険については、銀行等の子会社、兄弟会社の商品に限定) 海外傷害保険
2002年10月	個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険 住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃